

2015年 8月10日

No.237

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

7月28日から、戦争法案の参議院での質疑が始まりました。衆議院では戦争法案を審議する特別委員会に委員を出すことができませんでしたが、参議院では野党が一致して全会派から委員を出せるように自民・公明両党に求め、両党も認めざるを得ませんでした。又市征治議員は、8月5日に質疑を行いました。

## 自ら危機を煽り、憲法解釈を変更することは認められない

最初に又市議員は、集団的自衛権行使容認へと憲法解釈を変更する理由とされた安全保障環境の変化について、中谷防衛大臣に質しました。防衛大臣は、北朝鮮、中国の軍事的脅威を煽り、国際的なテロ活動の活発化をあげました。これに対し又市議員は、日本の憲法はどのような外交を行うべきだと定めているか、と岸田外務大臣に見解を求めました。外務大臣は、憲法前文の趣旨を答弁しましたが、又市議員は帰属問題が棚上げされてきた尖閣列島の国有化や、慰安婦問題、安倍総理の靖国参拝、村山談話の継承に躊躇する総理の歴史認識問題等々、具体的問題を列挙し、安倍政権が憲法の本質に背き、日本自らが緊張を激化させてきたことを追及しました。



外務大臣は、平和国家としての歩みを大事にしていくことに変化はなく、日韓・日中関係について引き続き対話を重視していくと表明しました。又市議員は、武力ではなく話し合いで紛争を解決するために、社民党が2001年に提唱した「北東アジア総合安全保障機構構想」を紹介するとともに、安倍政権の軍事力を背景にした積極的平和主義を批判しました。

## 戦闘地域と、それ以外の地域の区分は不可能

次に又市議員は、自衛隊の海外での活動について「非戦闘地域」で行うとされていたものが「現に戦闘行為が行われている現場以外」へと拡張されたことをとりあげ、複雑に展開する戦場でこれをどのように区別するのか防衛大臣に見解を求めました。防衛大臣は、現在戦闘が行われていない地域というだけではなく、活動が円滑・安全に行われる地区を大臣が指定すると答弁しました。そして情報収集能力も向上しており、自衛隊員のリスクは高まらないと強弁しました。又市議員は、イラク特措法の質疑において「自衛隊が活動している地域が非戦闘地域だ」という小泉総理(当時)の迷答弁が、戦闘地域と非戦闘地域を区分できない戦場の実態を表していると言及しました。さらに、非戦闘地域と言われたサマーワの自衛隊宿営地が13回、計22発の迫撃砲やロケット弾の攻撃を受けたことを指摘し、リスクが高まらぬと言うのは政府の願望に過ぎないと指弾しました。

## 集団的自衛権の行使とは、日本が相手国の攻撃対象国となること

又市議員はさらに、集団的自衛権行使の前提である新3要件が満たされれば、日本と密接な関係にある国のために武力行使を行うが、それによって日本は攻撃をした国の攻撃対象国となり、在日米軍基地、自衛隊基地、場合によっては原発が攻撃されることになる。政府は国民に、その覚悟もすべきだといふのかと質しました。防衛大臣は、集団的自衛権を行使するのは、日本が存立の危機に脅かされている時だと答弁するのみで、日本が攻撃対象国となり、リスクが増大することについては触れませんでした。